

仕様書

1 業務名

伴走型省エネ支援業務（中小企業省エネエネルギー普及啓発・導入支援事業）

2 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 業務の目的

広島県では、2050年ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けて、県内の温室効果ガス排出削減の取組を加速させていく必要がある。広島県におけるCO₂排出状況は、産業部門からの排出量が県全体の約7割と最も大きな割合を占めており、対策が急務となっている。

その中でも、自主的な取組みの遅れが懸念される中小企業に対しては、大多数が抱えている初期コスト負担やノウハウ不足等の懸念を払しょくするため、専門家等による個別の伴走支援が有効である。

本業務においては、県内中小企業のCO₂削減を目指し、支援対象事業者の現状や課題に基づいた適切な設備投資計画の作成等を行ったうえで、国等の補助制度の積極活用を促すため、社内の合意形成支援、資金に関する助言や補助金申請手続の支援などを通じて、省エネ設備投資等まで伴走する。また、伴走支援により先行事例を創出し、県内事業者へ省エネ設備投資等の取組みを横展開することで、CO₂排出削減を効果的に進めることを目的としている。

4 業務スケジュール（案）

	R 8										R 9		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
事業者選定			→										
支援メニュー決定			→										
支援実施												→	
成果報告会											↔	↔	
アンケート											↔	↔	
業務報告												→	

※具体的には、提案に基づき、県と受託者で協議のうえ決定する。

5 業務内容

（1）支援先の決定

以下の項目に従って、支援先を決定すること。

ア 対象

次の条件をいずれも満たす事業者とする。

- ・中小企業基本法に定める中小企業者又は、個人事業主、中小企業団体等及びその他法人（医療法人、社会福祉法人、NPO 法人等）であり、かつ従業員 300 人以下の法人。

・県内に事業所を有しており、当該事業所を対象に実施すること。

※業種は限定しない。幅広い業種を支援できるよう配慮すること。

イ 支援社数

40社

※(2)イ(ア)～(ウ)の支援メニューのうち、複数に参加した企業は1社としてカウントする。

ウ 方法

原則、広く募る形で支援先を決定すること。

エ 本事業の周知

本事業を実施することを県内の事業者等へ幅広く周知すること。特にエネルギー使用量の多い製造業等への周知は、重点的に行うこと。周知にあたり、本事業の概要が分かる資料(フライヤー)を県と協議のうえ、作成すること。

県の判断により、本業務以外のセミナー等を活用し、本事業の周知及び省エネに関する理解や取組促進を行う場合、以下の対応を行うこと。(年3回程度を想定)

・セミナー打ち合わせへの同席

・資料の作成・準備

・セミナー当日の説明

(2) 支援先の取組進度に応じた伴走型省エネ支援

(1) で決定した事業者に対して、以下の業務を行うこと。

ア 事前ヒアリング

支援に必要となるニーズや課題、支援先の省エネ等の取組状況等を把握するため、事前ヒアリングを実施すること。

イ 支援メニューの決定

次の(ア)～(ウ)のうち、アで把握した支援先の状況に応じた支援メニューを提案※し、支援先と協議のうえ、実施する支援メニューを決定すること。

※(ア)～(ウ)のいずれか、または(ア)～(ウ)全ての活用を可能とする。

(ア) CO₂排出量の可視化・省エネルギー診断

a 主要設備の稼働状況及びエネルギー使用状況等の把握

次の事項について書類調査、ヒアリング及び現地調査により把握する。

・エネルギーの使用状況

・主要設備の能力、主な仕様、台数、更新状況、耐用年数

・省エネ対策の実施状況

b エネルギーの使用状況及びCO₂排出量の見える化

aで得た情報等を基に事業場全体及び設備区分(例:生産設備、空調、ボイラ等)ごとのエネルギー使用量及びエネルギー種別のCO₂排出量を算出する。

c 省エネ対策の提案

aで得た情報等を次に示す観点で分析し、課題を把握する。さらに、課題の原因を明確にしたうえで、対策を検討し、提案する。

・設備の条件設定、使用方法又は維持管理方法等の運用改善による省エネの余地(以下「運用改善」という。)

- ・設備の更新・導入による省エネの余地（以下「設備更新」という。）
- d 省エネ対策によるエネルギー使用量、コスト及びCO₂排出量の削減量の算定
提案する対策について、実施した場合のエネルギー使用量、コスト及びCO₂排出量の各削減量を算定する。

（イ）省エネ取組計画の策定支援

a 省エネ対策の選定

検討した省エネ対策の中から、支援先のニーズや課題を踏まえ、取り組む省エネ対策を選定する。

b 省エネ対策の実施に要する費用及び投資回収年数の算定

省エネ対策の実施に要する費用を根拠のある単価及び数量等を用いて概算する。また、省エネ対策の実施に要する費用と（ア）dで算定したコストから、投資回収年数を算定する。

c 省エネ取組計画の策定

今後の補助金活用も視野に入れた省エネ取組計画を作成する。活用する補助金は、省エネ関連だけでなく、DX関連など、幅広く情報収集すること。

（ウ）補助金申請支援

a 活用する補助金の選定

（イ）で検討した設備にマッチする補助金について整理し、補助金の概要や申請方法を支援先に説明のうえ、活用する補助金を選定する。省エネ関連だけでなく、DX関連など、幅広く情報収集し、各社に適した補助金を選定すること。

b 補助金申請支援

選定した補助金申請における申請方法や提出資料の準備に関するアドバイスを行う。

※補助金申請書の作成は支援内容に含まない。

（3）成果報告会の企画実施

（2）業務により、事業者の意識や取組姿勢、取引先との関係等、事業者内外の環境がよい方向へ変化している事例を成果として、広くPRする報告会（以下、「成果報告会」という）を、企画・運営すること。

ア 成果報告会の企画

開催日時、開催方法、実施内容等の検討、登壇事業者の調整、広報等を実施すること。なお、会場については、イベント規模等を勘案し、県と協議のうえ決定すること。

イ 成果報告会の運営

会場設営、進行管理、資料作成、登壇事業者の謝金の支払い等を実施すること。

（4）県への定期報告

支援実施状況を県に対して定期的に報告すること。報告内容には、少なくとも次の項目を含めること。なお、報告様式については、県と協議のうえ、決定すること。

ア 事業者情報（所在地、業種、従業員数等）

- イ 事業者の CO2 排出状況
- ウ 排出削減に向けた課題
- エ 課題解決に向けた効果的なアプローチ案
- オ エと親和性の高い支援制度
- カ 当該事業を通じて行った事業者支援の内容等
- キ CO2 排出削減効果
- ク 設備投資による費用対効果

※各項目について、支援途中の場合は空欄の状態で報告してもよい。

(5) アンケート調査

伴走支援を実施した 40 社に対し、満足度や意識変化を把握するためのアンケートを実施すること。なお、アンケート項目については、県と協議のうえ、決定すること。

(6) 報告書の提出等

受託者は、少なくとも以下の成果物を作成し、県へ提出（電子データ）すること。提出時期・提出方法、様式等の詳細は、県と協議のうえ、決定する。

ア 本事業周知用フライヤー（PDF 及び編集可能形式）

イ 支援先ごとの成果物

- ・事前ヒアリングシート
- ・診断報告書（本仕様書（2）（ア）の成果物）
- ・省エネ取組計画（本仕様書（2）（イ）の成果物）
- ・補助金整理シート（本仕様書（2）（ウ）の成果物）

ウ 成果報告会運営一式（当日資料、登壇者調整記録、会場レイアウト案 等）

エ アンケート結果集計（ローデータ及び集計結果、考察）

オ 事業実績報告書（本仕様書（6）に定めるものを含む）

※ 上記成果物に含まれる個社情報（エネルギー使用量・設備仕様等）は、県が指定する様式・方法でマスキング又は匿名化した上で、成果報告会等に活用できる形に整備すること。

(7) その他

ア 県が別に実施する関連事業とも連携し、当該事業の受託事業者とも、県の求めに応じて、情報共有等の連携を図ること。また、上記（1）～（6）に付随する業務について、適宜実施すること。

イ 土日・祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除き、8 時 30 分から 17 時 15 分までの間、県担当者と連絡が取れること。連絡方法は、電話、電子メール及びオンライン会議システムに対応すること。

6 留意事項

（1） 受託者は、契約期間中の業務経過内容全般を把握している担当者を置き、業務の実施状況を定期的に報告し、県と連絡調整を十分に行うこと。

- (2) 業務の実施に関して、常に県と密接な連携を図り、県の意図を熟知の上、効率的な進行に努めなければならない。県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更に可能な限り応じること。
- (3) 契約の締結、業務の履行に必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受託者の負担とする。
- (4) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の名誉や信用を毀損する行為（そのおそれがある行為を含む。）やその他不適切な行為が行われないよう十分に注意を払うものとし、かかる事態が生じた場合は一切の責任と費用負担を負うものとする。
- (5) 受託者は、業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に管理しなければならない。また業務の実施に関する知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利をいう。以下、同様。）をはじめ、本業務の成果品における一切の権利（以下、「著作権等」という。）は、県に帰属する。やむを得ない事情により著作権等の譲渡ができないものについては、受託者は、県が本業務の成果物を事業目的の範囲内で契約期間終了後に活用できるよう、必要な使用許諾を県に与えること。
- (7) 本業務の実施に際し、第三者の著作権、肖像権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任と費用負担を負うものとする。
- (8) 本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は全て返却することとし、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (9) プロポーザル提案書に明記されている場合を除き、本調査の一部を受託者以外の第三者に委託する場合は、書面により県の承諾を得ること。その際、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記した物を県に提出すること。
- (10) 上記（1）から（9）までの事項に違反したとき、または業務を完了する見込みのないときは、県は契約を解除し、受託者に損害を補償させる場合がある。
- (11) 本業務の内容に疑義がある場合や仕様書等に定めのない事項及び重要な事項の決定については、予め県と協議の上、その指示または承認を受けること。

7 その他

この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書について疑義の生じた事項については、県と受託者とが協議して定めるものとする。

本委託業務は、予算が広島県議会で可決された場合に実施する。